

日銀市第198号
平成28年9月21日

国債売買等関係事務についての

日銀ネット利用先

御中

日銀ネット利用金融機関等

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（国債売買等
関係事務）」の一部改正に関する件

日本銀行では、固定利回り方式による国債売買を実施することとしたことに
伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしまし
たので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則
(国債売買等関係事務)」中一部改正

- 第1編I. 1. 中、(注1)を横線のとおり改める。

(注1)「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則(金融調節等入札連絡事務)」における「日銀国債買入(利回り入札)および、「日銀国債買入(固定利回り)」および「日銀国債買入(価格入札)」をあわせたものです。

- 第1編I. 11. (1)を横線のとおり改める。

(1) 入力時間帯

売買先または決済代行先が、本利用細則に定める業務処理区分の電文を送信することができる時間帯は、次表に定めるとおりです。

業務処理区分名	業務処理区分コード	条件	入力時間帯	
			開始時刻 ^(注1)	締切時刻
略(不変)				
国債売買確認サイン	421102	日銀国債売現先(国債補完供給)(午前入札にかかるもの)	「募入決定通知」受信後	午後 1:15
		日銀国債売現先(国債補完供給)(午後入札にかかるもの)		午後 3:30 ^(注2)
		<u>国債売買(固定利回り方式によるもの)</u> <u>および物価連動国債</u> にかかる国債整理基金が行う国債買入(追加入札)		午後 4:30
		上記以外の場合		午後 3:00
略(不変)				

(注 1) }
∫ } 略 (不变)
(注 3) }